

# 袋井市都市計画審議会

## 会議録

情報公開用

開催日 平成19年8月20日(月)  
場所 袋井市役所 302会議室



【午後 1 時 3 0 分：開会】

都市計画課計画係 荻原係長

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、袋井市都市計画審議会を開催させていただきます。本日は、委員 15 名中、13 名のご出席をいただいております。

審議会条例 第 7 条第 2 項に規定による定足数を満たしておりますのでご報告を申し上げます。

本日の審議会は、事前に配付させていただきました資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、私は、司会進行を務めさせていただきます、都市計画課計画係の荻原と申します。

よろしく願いいたします。

次第の 2 番、市民憲章唱和をお願いします。皆様ご起立をお願いします。

(市民憲章唱和)

それでは、審議会の開催にあたりまして、市長からご挨拶を申し上げます。

市長

「市長挨拶」

都市計画課計画係 荻原係長

次に、笠間会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

「会長挨拶」

都市計画課計画係 荻原係長

ありがとうございました。

それでは、次に平成 19 年度になりまして、袋井市議会の構成の変更や各種団体の人事異動などがございましたことから、委員の中で交替をお願いしてございます。

既に、委嘱状の交付はさせていただいておりますが、任期につきましては、袋井市都市計画審議会条例第 4 条により前任者の残任期間ということになりまして、今期につきましては、平成 19 年 8 月 31 日までとなりますので、よろしくお

願ひ申し上げます。

ここで新しくご就任いただきました委員の皆様を、ご紹介させていただきます。お手元の本審議会の資料の中に、委員名簿を付けさせていただきますので、ご参照いただきたいと思います。委員名簿の1番市議会議長、杉井征夫様、2番市議会副議長、藤城一英様、4番市議会民生福祉委員長、戸塚文彦様、5番市議会建設経済委員長、寺井雄二様、14番袋井土木事務所長、松山英達様、15番自治会連合会会長、早川清志様、以上6名の皆様でございます。よろしく願ひ申し上げます。

ここで、市長は公務のため、退席させていただきますので、よろしく願ひ申し上げます。

市長退席

説明の前に資料の確認をさせていただきます。次第、袋井市都市計画審議会資料編、袋井市都市計画審議会提出議案、都市計画マスタープランの策定状況といたしまして資料1～3、資料4の袋井市景観計画策定に係る基本方針について、参考資料の袋井市都市景観デザインコンセプト懇話会の提言でございます。

それでは、これからは次第に従いまして、会長に議事の進行をお願いいたします。

会長

それでは、審議会を進めさせていただきます。よろしく願ひいたします。

まず、袋井市都市計画審議会運営規定第5条第1項の規定にあります、会議録署名人であります、議長及び議長が指名した委員1名が署名をすることとなっておりますので、私から指名させていただきます。

署名人は、<sup>おかもとようこ</sup>岡本洋子委員さんをお願いいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声有り)

ご異議無いようでありますので、会議録署名人は、岡本洋子委員さんをお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

今回の審議事項につきましては、配布された資料の2議案の審議・報告でございます。

最初の議案につきましては、「議第1号 袋井市都市計画マスタープランの策定状況について」報告いたします。事務局から説明をお願いいたします。

都市計画課長

それでは、議第1号「袋井市都市計画マスタープランの策定状況について」、ご説明申し上げます。

はじめに、資料1を御覧いただきたいと思えます。

1ページに目次がありますが、全体では5章の構成となっておりますが、資料1には、序章から全体構想の第2章までになっており、2ページの第5章地域別構想とありますが、こちらが資料2で綴られております。

また、資料3は、地域まちづくり会議の開催結果をまとめたものであります。資料1の4ページをご覧ください。序章、はじめにということでございますが、都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、将来あるべき望ましい都市像を明らかにするという目的と、個別の都市計画の決定や変更に当たり今後の方向を示す誘導方針となるなどの役割があります。

5ページをご覧ください。策定の考え方でございますが、マスタープランの策定に当たっては、平成18年度から19年度の2箇年で作業を進めており、策定の考え方（基本方針）につきましては、昨年度8月に開催した都市計画審議会でも御報告をしたところでありましたが、合併に伴いまして、平成10年3月に策定いたしました旧袋井市の計画と平成12年11月に策定いたしました旧浅羽町の計画の内容を尊重して引き継ぎ、統合・見直しを基本とし、新しく策定いたしました市の総合計画で位置付けいたしました主要プロジェクトをはじめ、旧計画策定後の都市計画の進展状況等を踏まえて、策定することとしております。目標年次は、平成17年を基準年とし、概ね20年後の平成37年を目標としております。

マスタープランの構成につきましては、全体構想と地域別構想の2部構成となっております。その策定の進捗状況につきましては、庁内に策定委員会、幹事会を設置しまして、これまでに幹事会を6回、委員会を4回実施し、第2

章までの内容と地域別構想の内容も併せて協議・検討をいたしました。

6ページをご覧ください。第1章袋井市の概況及び都市づくりの課題ということですが、6ページからは、全体構想となります。6ページから15ページの第1章では、総合計画の施策ニーズ調査の結果を基に、市民の意向を満足度、重要度、期待度の指標で分析をいたしまして、11ページから13ページにありますように、人口動向や産業構造、土地利用、交通体系、都市施設からみた都市づくりの問題点を把握し、そこから生まれる基本課題を14ページから15ページに整理して、5つの項目として整理させていただいております。

14ページをご覧ください。1つ目がアになりますけれども都市の魅力を高める4つの都市拠点の形成、2つ目がイになりますけれども新しい都市構造を構成する骨格軸の整備、3つ目がウになりますけれども、都市環境の向上と美しい市街地の形成、4つ目がエになりますけれどもコミュニティ・生活環境の向上と環境と共生した集落地の保全、5つ目がオになりますけれども活力ある産業の創出と個性的な地域資源を生かした交流環境の形成であります。

16ページをご覧ください。第2章計画の主要指標でございますけれども、16ページからの第2章では、計画の主要指標として、都市づくりの基本理念をはじめ、将来のまちづくりの基本的な方針と将来のフレームなどをとりまとめました。都市づくりの基本理念といたしましては、総合計画に掲げられているまちの将来像「人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康文化都市」を実現するためのキーワードとして、『共生・協働・交流』の3つがありますが、その総合計画の理念に基づいて、17ページにありますように、「市民がともに集い、助け合い、自然環境と共生した安全で安心して生活できる地域社会を構築する。また、多彩な魅力をもつ地域資源を生かした、広域の交流を生み出すにぎわいと活力あふれる拠点都市を創造する。」とし、都市の将来像は、「市民がいきいきと住み続けられる 交流と共生による にぎわいと活力あふれる多機能拠点都市」としてまいりたいと考えております。多機能拠点都市として、「交流拠点都市」「生活拠点都市」「共生拠点都市」の3つを位置付けるとともに、これらを実現していくために、都市づくりの目標として18ページから19ページにまとめております。

20ページからは、将来都市構造になりますが、都市の将来像の実現に向けて、

拠点、骨格軸、土地利用ゾーンの3項目によって体系的に整理し、将来都市構造を位置付けております。24ページには、都市構造図も示しておりますが、スクリーンにも表示をさせていただいておりますので、こちらも御覧いただければと思います。

拠点としましては、袋井駅を中心とします中心核と北部副次核、愛野駅を中心とした東部副次核、浅羽支所を中心とした南部副次核の3つの副次核を「都市拠点」として位置付けております。歴史資源や文化・レクリエーション施設を活用した「交流拠点」、公民館などの「地域拠点」の3つを拠点として位置付けてまいりたいと思います。

21ページの骨格軸としては、中心核を中心にした南北と東西の2つの「都市軸」、主要幹線道路や鉄道といった「広域交流軸」、市街地を結びつける都市環状ルートとしての「交流軸」（図：濃い緑の点線）、海岸地域や河川、小笠山丘陵の緑の稜線といった「景観軸」の4つを骨格軸として位置付けます。

22ページの土地利用ゾーンといたしましては、「市街地ゾーン」をはじめ、観光文化、レクリエーション機能を有する区域「地域交流ゾーン」、個性的な交流地域を創出する地域として地域資源を活用した「地域資源活用ゾーン」、都市計画用途地域外あるいは土地利用地域外の「田園集落ゾーン」、自然環境を共生するゾーンとして「自然共生ゾーン」の5つを位置付けています。このゾーニングについては、上位計画である総合計画の将来都市構造図や国土利用計画袋井市計画の構想図と整合を図りながら位置付けをしているところです。

25ページからは、将来フレームになります。まず、人口フレームについては、平成27年は、総合計画の人口・世帯数に即しており、平成37年は、総合計画の係数値を用いた推計値と、最新の平成17年の国勢調査年齢別人口実績に基づき、再推計を行った値の中間値を導いて、将来目標人口を91,300人に設定しました。なお、人口のピークつきましては、平成37年から42年の間で到達するものと考えています。このため、計画期間後期の平成32年以降については、微増ではありますが、人口は増えていくものと推計しております。

次に、27ページの将来土地利用フレームについては、平成27年は、国土利用計画袋井市計画の土地利用規模に即しており、平成37年は、国土利用計画における推計値の基礎数値を用いて、平成17年と27年の変動傾向を推計して設定

しました。用途地域規模面積につきましては、都市計画基礎調査から推定した土地利用面積構成比を用いて設定しております。

資料1についての説明は以上であります。つづく、第3章の基本計画、第4章の整備方針については、総合計画の主要事業と調整を図り、財政的なフレームとの摺り合わせをしながら、現在、都市計画課で検討中であります。また、計画内容がまとまった段階で報告させていただきます。

つづいて資料2を御覧ください。第5章の地域別構想となりますが、策定の目的については、全体構想における位置付けや市民の意向などにに基づき、地域それぞれが個性あるまちづくりを目指すために、各地域の将来目標や将来像を定めるものであります。

地域区分につきましては、旧市町の計画の13地域の区分を尊重し、生活圏的な関わりと地域環境を重視して、一定の広域性をもたせまして、国土利用計画とも整合を図り、新しく5地域に区分しております。

2ページをご覧ください。地域まちづくり方針の構成でございますが、3ページ以降で、各地域のまちづくり方針がまとめられております。各地域の構想につきましては、旧市町の計画を引き継ぎまして、2地区～3地区の内容を集約した形となっており、その上で共通して、地域特性、地域の将来目標を掲げ、土地利用方針や地域施設整備方針などを定める部門別方針で構成して、構想案を策定しております。

本日の資料は、1月から2月にかけて実施した1回目の地域まちづくり会議での意見を基に見直し、2回目の地域まちづくり会議に提出したものであります。各地域のまちづくり方針について少し触れていきますが、各地域の構想図が資料2の最後についております。こちら、各地域の図面をスクリーンに映してまいりたいと思います。

3ページをご覧ください。北部地域でございますが、地区は、三川地区、今井地区、山名地区となります。地域の将来目標は、北の玄関口としての魅力と活気にあふれ、緑豊かな自然と共生し、快適に暮らせるまちづくりといたしております。4ページをご覧ください。部門別方針でございますが、土地利用につきましては、aの北部副次核の都市拠点の形成、cの周辺環境に配慮した工業地の誘導、eの地域に広がる優良農地の保全などを上げておりま

す。その外 5 ページの地域施設整備方針では a の広域ネットワークを形成する幹線道路の整備などを上げております。スクリーンをご覧ください。本地域につきましては、上山梨地区の月見の里学遊館や商業施設を中心に文化・商業機能が充実した北部副次核を形成するため、土地区画整理事業を実施しております。今後、計画決定をしております上山梨第 3 地区の土地区画整理事業、袋井駅森線、山梨中央通り線の整備、森町袋井インター通り線の整備、小山地区への工業集積推進、大日ほたるの里公園、三川地区の公園整備などをすすめてまいります。9 ページをご覧ください。中央北地域でございますけれども袋井北地区、袋井東地区、袋井西地区となります。地域の将来目標は、水と緑にふれあう快適な住環境に、歴史と文化が香る、産業バランスが保たれたにぎわいと活力みなぎるまちづくりといたしております。10 ページをご覧ください。部門別方針でございますが、土地利用につきましては、a のにぎわい新都心まちづくりの推進、袋井駅から国本地域でございます。e の住宅地と共存する機能性に優れた工業地の形成、12 ページでは e の休憩・交流施設の整備、国道 1 号線道の駅の検討をしていきたいと思っております。13 ページでは、h の河川の流下能力や排水機能の向上などをあげております。スクリーンをご覧ください。本地域につきましては、東名高速道路、国道 1 号などの東西の主要幹線道路を軸に、農業、工業及び商業の産業バランスが保たれた地域でございますが、今後の袋井市発展のため、国本地域においては、用途地域に編入し、計画的な市街地整備を推進し、新して産業振興や公共施設などの整備を図る「にぎわい新都心まちづくり」事業を推進してまいります。

また、国道 1 号の 4 車線化、高架化について国に働きかけをしていきたいと考えております。村松山科線、方丈鷲巣線の整備や用途地域外で区画整理をしていく田原田園土地区画整理事業の推進及び公共下水道事業の整備を進めます。

15 ページをご覧ください。中央地域の袋井南地区、高南地区でございます。地域の将来目標は、利便性の高い都市拠点として、にぎわいと活気にあふれ、緑豊かな自然と歴史・文化にふれあうまちづくり といたしております。16 ページをご覧ください。部門別方針でございますが、土地利用につきましては、a の中心核となる都市拠点の充実、b の東部副次核の都市拠点の形成、c の広

域的な文化交流拠点の形成、19 ページの地域環境整備方針では c の観光ネットワークを形成する歴史資源の保全と活用などをあげております。スクリーンをご覧ください。本地域につきましては、都市の中心核となる JR 袋井駅周辺と、東部副次核の JR 愛野駅周辺を結ぶ地域は東西の都市軸を形成している地域で、袋井駅は市の玄関口として位置づけ、袋井駅南地区の市街地整備を推進し、利便性の向上を行うとともに、自由通路の整備及び駅舎の橋上化を進めます。道路については、駅南循環線、南口駅前線や田端宝野線の整備を進めるとともに、四季の杜公園整備や駅南地区の治水対策を進めます。

21 ページをご覧ください。中央南地域の笠原地区、浅羽北地区、浅羽西地区でございます。地域の将来目標は、小笠山の自然と田園居住環境に育まれ、交流拠点として、魅力と活気あふれるまちづくりといたしております。22 ページをご覧ください。部門別方針でございますが、土地利用につきましては、a の南部副次核となる文化の都市拠点づくり、d の地域のシンボルである小笠山丘陵地の保全と活用、24 ページの地域施設整備方針としては j の交流・文教施設などの充実などをあげております。スクリーンをご覧ください。本地域につきましては、浅羽支所周辺地域を南部副次核と位置づけ、浅羽支所に隣接する(仮称)地域交流プラザの建設により、公共サービス施設を充実し、市民の健康・文化の交流拠点を形成してまいります。また、道路につきましては(仮称)浜松小笠山間広域幹線道路や県道磐田掛川線の整備推進するとともに、地域の活気と雇用機会を高めるため、自然環境や周辺住環境などと調和した小笠山山麓開発などの工業を誘導してまいります。

27 ページをご覧ください。南部地域の浅羽東地区、浅羽南地区でございます。地域の将来目標は、浅羽海岸に抱かれ、田園集落の暮らしが輝く、豊かな自然と共生したうるおいと活力みなぎるまちづくりといたしております。28 ページをご覧ください。部門別方針でございますが、土地利用につきましては、b の海岸部への交流型土地利用の誘導、e の浅羽海岸の保全と防災対策、地域施設整備につきましては、30 ページの e の親水性の高い公園整備による緑のネットワークの形成 g の生活環境を向上させる上・下水道の整備をあげております。スクリーンをご覧ください。本地域につきましては、幹線道路の国道 150 号、田園、集落景観、太平洋を臨み長大な砂浜を有する浅羽海岸を、地域施策の重要

な資源として位置づけ、その利活用が期待される地域であります。150号バイパスの整備を進めるとともに、その背後地は、地域資源や立地特性を生かし、工業施設や地産地消を図る交流施設などの土地利用を図ってまいります。また、砂防林の保全やサンドバイパス事業の促進を行うとともに、湊中新田線や東同笠油山線などの道路整備や仮称海浜公園の整備を進めます。以上が、5地域の地域別まちづくり方針の概要であります。

続きまして、資料3を御覧ください。地域まちづくり会議の状況でございますが、第1回目は、平成19年1月から2月に開催し、延べ418人の市民の皆さんに参加をいただいております。第2回目は、平成19年6月から7月に開催し、延べ447人の市民の皆さんに参加をいただいたところであります。次に2ページから3ページを御覧いただきますが、第1回目、第2回目共に、「地域まちづくり会議」におきましては、参加された多くの皆さんから、都市計画に関わる地域や市全体の様々なご意見をいただいております。1回目では、道路、土地利用、河川、上下水道、生活環境に関する意見を多くいただきました。第2回目には、道路、都市環境、都市整備に関する意見を多くいただきました。今後、これらのご意見を踏まえながら、最終の計画策定まで進めてまいりたいと考えております。具体的な意見内容につきましては、4ページ以降になりますが、第1回目と第2回目に分けまして、それぞれ項目区分に分類し、載せさせていただいておりますので、参考に御覧いただきたいと存じます。今後の予定であります。9月には市議会建設経済委員会へ、今回の資料で同様に中間報告という形で報告いたしまして、ご意見を伺っていく予定であります。「袋井市都市計画マスタープランの策定状況について」の説明は、以上でございます。

会長

ただいま、「議第1号 袋井市都市計画マスタープランの策定状況について」事務局から説明がありました。ご質問・ご意見等がございましたら、お願いいたします。

■■■■委員

中央地域構想図の図中、新開発地域の豊沢地区開発とはどのようなものでしょうか。

都市計画課長

理工科大学の南側ですが、豊沢・愛野地区の整備を進める中で小笠山運動公園を整備するあるいは磐田掛川線を整備していくといった中で、この地区開発について検討していくという話をしてきたところで、一部市有地になっているところと茶園の広がっているところがあり、土地利用についても検討しております。

説明につきましては、本文中16頁のCの広域的な文化交流拠点の形成として「良好な自然景観を生かし、周辺の基盤や学術研究・交流機能の整備により、地域交流の形成を図る。」と掲げている状況でございます。

■■■■委員

土地利用方針(中央南地域)の地域に広がる優良農地の保全という中で、地区名が謳われている。ここ以外にも組織を立ち上げたいけれどあげられないという所もあると思うので地区名ははずしておいた方が良いのではないかと思います。

都市計画課長

ここに掲げている所に限らず検討中の場合などもあるかと思いますので検討させていただくようにしたいと思います。

会長

ほかにご覧ですか。ないようですので、「袋井市都市計画マスタープラン」につきましては、計画案のとおり進めさせていただきます。次に、「議第2号袋井市景観計画策定に係る基本方針について」報告をいたします。事務局から説明をお願いいたします。

都市計画課長

次に、議第2号「袋井市景観計画の策定について」の説明をさせていただきます。「袋井市景観計画策定に係る基本方針について」について、ご説明申し上げます。資料4をご覧ください。

景観計画につきましては、国土交通省が平成15年7月に公表した「美しい国づくり政策大綱」におきまして、良好な景観の形成を国政上の重要課題として位置づけ、良好な景観の形成に関する具体的な施策として、平成16年6月18日に公布した景観法において定められているところであります。景観計画策定の目的ではありますが、景観法では、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生

活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的としており、袋井市におきましても、自然や歴史と文化を基盤とした個性豊かなまちの景観を、市民が協働して、守り育てることにより、誇りの持てるふるさとを創り出し、「日本一健康文化都市」の実現を図るため、景観計画を策定してまいります。

次に、景観計画の策定内容であります。景観法第8条におきまして、景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域において、景観計画を定めることができる。とされており、景観行政団体となり、計画を策定してまいります。景観計画を定めることができる区域は、優良住宅地や棚田などの良好な景観を保全する必要がある区域、地域の自然、歴史、文化等から良好な景観を形成する必要がある区域、駅前広場やシンボルロードなどがあり地域間の交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められる区域、住宅市街地の開発で、良好な景観を創出する必要がある区域、土地利用の動向から、不良な景観が形成される恐れがある区域であります。

次に、景観計画の内容でございますが、必ず定める事項といたしましては、アといたしまして景観計画区域、イといたしまして良好な景観の形成に関する方針、ウといたしまして行為の規制に関する事項、これは、建築物の建築、工作物の設置、開発行為などの届け出を必要とする行為と形態、色彩、意匠(デザイン)、建物の高さなどの制限の基準であります。エといたしまして景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針の4点でございます。また、必要に応じて定めることができる内容といたしましては、アといたしまして屋外広告物に関する行為の制限に関する事項、イといたしまして道路、河川等良好な景観重要公共施設の整備に関する事項、ウといたしまして景観重要公共施設に関する許可の基準、エといたしまして景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項、オといたしまして自然公園法の許可の基準であります。

続きまして2ページをご覧ください。景観計画策定上の配慮事項でございますが、景観法第9条におきまして、景観計画を定める場合には、公聴会等の開催等住民の意見を反映させるための措置を講ずることとしており、また、都市計画審議会の意見を聞くこととなっております。

次に景観行政団体でございますが、景観計画を策定するためには、景観行政団体となることが必要でございます。景観法第7条により位置づけられた、景観計画の策定など景観行政を担う主体であります。基本的には、都道府県、政令市、中核市が、自動的に景観行政団体となりますが、その他の市町は、自ら手を上げて都道府県知事の同意により「景観行政団体」となる事ができますので、袋井市も景観団体となる手続きを進めてまいります。

現在、県内では、静岡市、浜松市、熱海市、富士市、三島市、伊東市の6市に加え、本年度から下田市、沼津市、新居町の2市1町が、新たに景観行政団体になり、景観行政を進めており、熱海市が本年3月に景観計画を策定し、5月から施行させております。

次に景観条例でございますが、景観法で委任された内容を条例で定める事ができることとなっております。景観計画に関係する内容で条例に委任されている事項は、景観計画を定める手続きに関し、法定手続きを加重、詳細化する事項や景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模など8項目であります。その他景観法に基づき条例に委任されている事項は、景観地区内の建築物の形態意匠の認定審査手続きや景観地区内の工作物の形態意匠等の制限など6項目であります。

今後、景観計画の策定を進める中で、景観条例に定める事項を検討してまいりたいと考えております。

3ページをご覧ください。景観計画の策定年度についてであります。策定年度は、平成19年度～平成20年度で予算は、平成19年度6,367千円、平成20年度5,600千円で合計11,967千円を予定しております。なお、財源につきましては、市町村合併推進体制整備費補助金100%補助で実施をしていきたいと思っております。

次に景観計画の策定体制についてであります。市民の皆様からの意見をとりまとめ、内部委員会で検討をいたしまして、市議会の皆様への報告や、袋井市都市景観デザインコンセプト懇話会との協議を行い、都市計画審議会への諮問、答申を経て定めてまいりたいと考えております。

4ページをご覧ください。計画策定の進め方でございます。本年度は、住民意識の醸成として、広報によるお知らせ、市民アンケート、講演会の開催や良好な景観募集などを行い、平行して、現況調査を行ってまいります。来年度は、計画の中身を固め、パブリックコメントなどを実施し策定してまいりたい

と考えております。具体的な、推進施策については、行為の制限、重要建造物・樹木の指定、屋外広告物の規制誘導などが考えられますが、計画策定の中で検討してまいりたいと存じます。参考資料としてお配りさせていただきました「袋井市都市景観デザインコンセプト懇話会」の提言でございますが。こちらは、東京芸術大学の片山和俊教授を会長として学識経験者など5人からなる懇話会より提言がありましたもので、袋井市の現状や提案がなされておりますので参考にご覧いただきたいと存じます。説明は以上でございます。

会長

ただいま、「議第2号 袋井市景観計画策定に係る基本方針について」、事務局から説明がありました。ご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

■■■■委員

(都市計画マスタープランについて、)文章や説明は、すばらしいが具体的に袋井市がどういうふうになるかという点について、インパクトのある形に整理した方が良いのではないかと思います。

後、第3章と続きがあるようでそのときにでてくるかも解りませんがもう少しクローズアップにする感じで良いのではないかと思います。

この資料も責任をもったメンバーですということであれば委員会構成もはっきりと出すべきだと思います。

都市計画課長

(都市計画マスタープランについては、)今後第3章、第4章ということで、整備方針がでてくるという状況になってまいりますので次回に明記させていきたいと思っております。委員会構成につきましては、後日出させていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

■■■■委員

先日ウォーキングで市内を歩いた時にマンションができていまして、マンションに反対とかということではありませんが、マンションができる前はどんな風景であったか思い出せなかったもので、そういう意味で景観法は大事ななと思いました。景観法ができるということではいろいろと規制されるのでしょうか。

都市計画課長

マンションにつきましては、市内に4棟ございまして景色ということばかりではなく、日影とか電波障害ということで心配されております。景観という形で規制ができるひとつには高さとか、意匠ということで屋根の形態、色の規制ができるということになるわけです。何でも規制していくということではなく景観という形で地域ごとにあつた規制をしていきたいと思ひます。

会長

ほかにございせんか。ないようですので、袋井市景観計画策定に係る基本方針に基づき、計画策定を進めさせていただきたいと思ひます。本日予定をいたしました審議・報告事項につきましては、すべて審議が終了いたしました。

ありがとうございました。後の進行は、事務局へお返しいたします。

都市計画課計画係 荻原係長

ありがとうございました。次にその他としまして、事務局からご報告をさせていただきます。

袋井市都市計画審議会条例第4条に基づき袋井市都市計画審議会委員の任期が平成17年9月1日より2年間ということでございまして平成19年8月31日をもちまして満了ということになります。

同条例第4条第2項により「委員は再任されることが出来る。」となっておりますので再任を御了承いただけますようよろしくお願い申し上げます。

再任の難しい方は後日、事務局まで御連絡をお願いします。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

また、8月末日をもって2年間の任期が終了することになります。2年間ありがとうございました。

笠間会長さんにおかれましては、会議の進行等、大変ありがとうございました。以上をもちまして、袋井市都市計画審議会を閉会させていただきます。

【午後3時20分：閉会】

会議録署名人

印

---

印

---

